

議案第9号

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

杉並区立郷土博物館条例（昭和63年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員12人以内をもつて組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 4人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人
- (3) 学識経験のある者 7人以内

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法の一部が改正されたことに伴い、郷土博物館運営協議会の委員の任命の基準を定める必要がある。

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(協議会)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員12人以内をもつて組織する。</u></p> <p>(1) <u>学校教育及び社会教育の関係者</u> 4人以内</p> <p>(2) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> 1人</p> <p>(3) <u>学識経験のある者</u> 7人以内</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(協議会)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 協議会は、教育委員会が委嘱する委員12人以内をもつて組織する。</u></p> <p>3及び4 略</p>